

社会保険協会の事業

大阪府社会保険協会は、昭和24年1月に公益法人として設立認可されて以降、健康保険・厚生年金保険に加入されている府内の事業所の事業主を会員として、被保険者とそのご家族の健康及び福利の増進を図るとともに、社会保険制度の普及ならびに円滑な事業運営に協力を行ってまいりました。(平成25年2月1日に一般財団法人に移行)
 今後とも、事業主や被保険者の皆様方のお役に立てるよう、積極的に事業に取り組んでまいりますので、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

広報活動

広報誌の発行

- ・会員事業所に広報誌「協会だより おおさか」および「大阪社会保険時報」を隔月に発行。
日本年金機構および全国健康保険協会と連携を図り、会員の皆様の必要情報と協会事業について広報しています。



ホームページによる広報

- ・隔月にWEB版広報誌「大阪社会保険時報」をホームページに掲載。日本年金機構および全国健康保険協会からの必要情報等をどなたにでもプリントアウトしてご利用いただけます。
また、メール配信サービスの登録をいただくと、最新の「大阪社会保険時報」の掲載をメールでお知らせします。

制度振興事業

労務事務講習会の開催

- ・医療保険・年金保険・労働保険など、制度のしくみや事務手続きについて、社会保険労務士によるテーマごとの事務講習会を開催しています。



社会保険に関する図書・パンフレットの配付・幹旋

- ・健康保険・厚生年金保険制度に関する参考図書、冊子を作製し、会員の皆様にお送りしています。
- ・社会保険事務や健康づくりに役立つ図書・冊子を特別価格にてあっせんしています。



健康づくり事業

広報の実施

- 生活習慣病予防検診および特定健康診査の受診促進に協力する広報
- 広報誌およびホームページに「保健師によるワンポイントアドバイス」を掲載
- 疾病予防・健康づくりに関するパンフレットを配付
- 家庭用常備薬等のあっせん

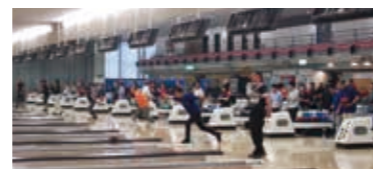
講習会・健康相談等の実施

- 事業所の健康管理等担当されている方を対象として保健師等による講習会を実施
- 事業場内において、健康づくり講習会の実施を希望する事業所に保健師を派遣
- 事業場内において、健診結果を基にした個別健康相談の実施を希望する事業所に保健師を派遣



体力づくりと体育奨励

- ボウリング大会
- 健康ウォーク
- プール・アイススケート・スキー場リフト割引券の幹旋
- スポーツクラブの優待利用



シニアライフ支援事業

- 定年退職後の生活を、豊かで健康的な生きがいのあるものとしていただくための支援として、各分野の専門家による講演を実施
(大阪府社会保険委員会連合会との共催)



福利厚生支援事業

- ・会員事業所に勤務されている被保険者とその家族の健康と福利の増進にご利用いただけます。

- 潮干狩り入浜補助
- 海遊館入館補助
- イチゴ狩り入園補助
- 日帰りバスツアー
- 観劇特別幹旋
- 「施設利用会員証」の発行(各種優待施設利用)
[EX:湯快リゾート・関西サイクルスポーツセンター]
詳しくは [大阪府社会保険協会](#) [検索](#)



契約保養所

- ・会員事業所に勤務されている被保険者とその家族のやすらぎと休養のため、契約保養所を設け、利用料の補助を行っております。

- 宿泊料の補助施設
 - ・全国の「休暇村」の宿泊施設
 - ・岡山県 高原の宿 ロマンツェ
 - ・鳥取県 東郷温泉 水明荘
 - ・兵庫県 交流センター まきばの宿



主な行事予定

開催予定月	行 事
2019年	4月/5月 潮干狩り入浜補助券(申込月 3月) / 海遊館入館補助券(通年) / 健康ウォーク
	7月/8月 社会保険事務説明会 / プール割引券
	9月 シニアライフセミナー
	10月 シニアライフセミナー / ボウリング大会
	11月 バスツアー / 健康ウォーク / メンタルヘルスセミナー / 社会保険事務説明会
2020年	12月 アイススケート割引券 / スキー場1日リフト共通割引券
	2月 イチゴ狩り入園補助券(申込月 1月)
	3月 バスツアー / 健康ウォーク

- ① の行事は会員事業所対象の行事となります。
- ②「労務事務講習会」は随時、開催を予定しております。
- ③「観劇の特別幹旋」は随時予定しております。
- ④開催月につきましては、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。
- ⑤各行事等の詳細については会報誌「協会だよりおおさか」および協会ホームページをご覧ください。

会費

事業主の皆様からご協力いただいた会費によって各種事業を運営しております。協会への加入は任意ですが、本会事業の趣旨にご賛同いただき、ぜひご加入をお願い申し上げます。

昭和63年4月改定

事業所の被保険者数	年 額	事業所の被保険者数	年 額
10人未満	3,600円	200人以上～ 300人未満	16,000円
10人以上～ 30人未満	4,200円	300人以上～ 500人未満	20,000円
30人以上～ 50人未満	5,600円	500人以上～1,000人未満	24,000円
50人以上～100人未満	8,400円	1,000人以上～3,000人未満	28,000円
100人以上～200人未満	13,000円	3,000人以上～	36,000円

※会費は、消費税の課税対象外です。※会員期間は4月1日～翌年3月31日です。

社会保険制度の普及と発展・健康で明るい職場づくり・被保険者とそのご家族の健康と福利の増進に努めています。